

1 適正規模に係る法令等の位置付け

○学校教育法施行規則

第 4 1 条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

第 7 9 条 第 4 1 条（中略）の規定は、中学校に準用する。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

第 3 条第 1 項第 4 号 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築または増築に要する経費 2 分の 1

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

第 4 条第 1 項第 1 号 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね 1 2 学級から 1 8 学級まで、義務教育学校にあってはおおむね 1 8 学級から 2 7 学級までであること

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 2 7 年 1 月 2 7 日） P 9

・小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上（6 学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（1 2 学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

・中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上（6 学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

2 適正配置に係る法令等の位置付け

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

第4条第1項第2号 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6km以内であること

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日） P15、P16

【通学距離による考え方】

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。

【通学時間による考え方】

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

<まとめ>

	適正規模	通学距離	通学時間
学校教育法施行規則	12学級以上18学級以下を標準	—	—
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令	おおむね12学級から18学級まで	小学校：おおむね4km以内、中学校：おおむね6km以内	
国の手引き	・小学校：少なくとも6学級以上が必要。12学級以上が望ましい ・中学校：少なくとも6学級以上が必要。9学級以上が望ましい	小学校：4km以内、中学校：6km以内 がおおよその目安	おおむね1時間以内が一応の目安